

児童虐待相談対応の状況(愛媛県)

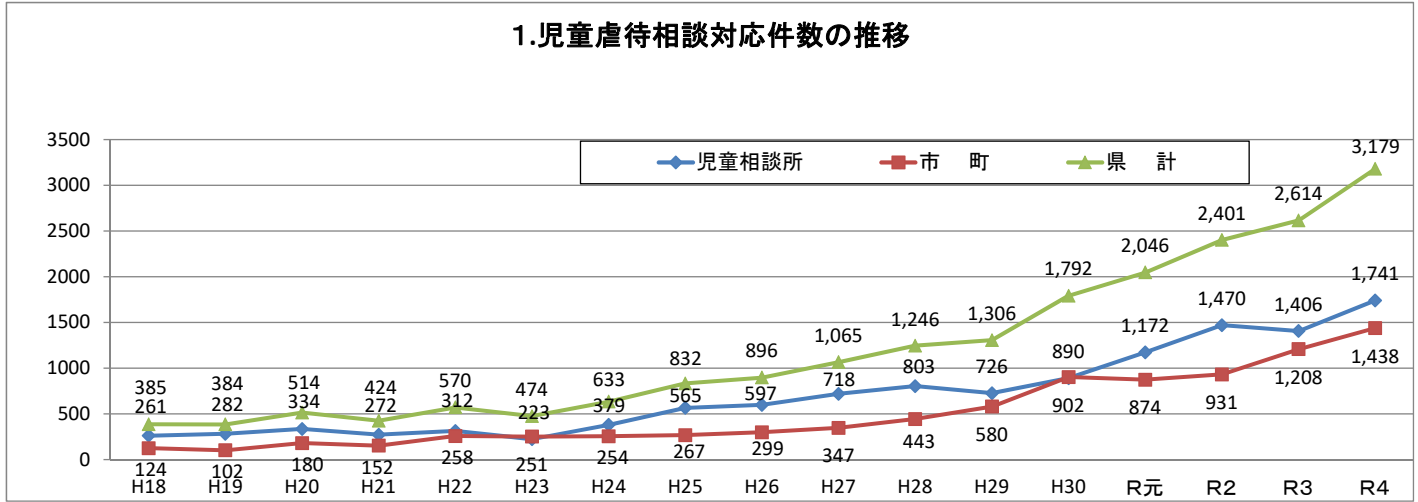
○令和4年度における県内3か所の児童相談所の児童虐待相談対応件数は1,741件。

○児童虐待への社会的関心の高まりを背景に依然高い水準にある。また、児童の面前での配偶者への暴力事案に係る警察からの通告が近年増加。

○市町が単独で対応した案件を含めた県全体の件数は3,179件。

【注】令和3年度以前の数値について、今後実施される国の実態調査の結果を踏まえ、訂正する場合があります。このため、前年度比較に関する記述は削除しました。

1. 児童虐待相談対応件数の推移



年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
児童相談所	261	282	334	272	312	223	379	565	597	718	803	726	890	1,172	1,470	1,406	1,741
市町	124	102	180	152	258	251	254	267	299	347	443	580	902	874	931	1,208	1,438
県計	385	384	514	424	570	474	633	832	896	1,065	1,246	1,306	1,792	2,046	2,401	2,614	3,179

全国	37,323	40,639	42,664	44,211	※56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	214,843
----	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

※1. 児童福祉法の改正により、平成17年度から住民に身近な窓口として市町も児童家庭相談の対応窓口として位置づけられた。

※2. 平成22年度の数値は東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

2. 児童相談所別の相談件数

	福祉総合支援センター	東予子ども・女性支援センター	南予子ども・女性支援センター	合計
平成29年度	423 (58.3%)	229 (31.5%)	74 (10.2%)	726 (100.0%)
平成30年度	516 (58.0%)	277 (31.1%)	97 (10.9%)	890 (100.0%)
令和元年度	749 (63.9%)	302 (25.8%)	121 (10.3%)	1,172 (100.0%)
令和2年度	989 (67.3%)	376 (25.6%)	105 (7.1%)	1,470 (100.0%)
令和3年度	970 (69.0%)	303 (21.5%)	133 (9.5%)	1,406 (100.0%)
令和4年度 (3⇒4増減)	1246 (71.6%) (+276)	399 (22.9%) (+96)	96 (5.5%) (▲37)	1,741 (100.0%) (+335)

3. 児童相談所での相談内容別件数

【児童虐待の種別】

身体的虐待	殴る。蹴る。投げ落とす。激しく揺さぶる。火傷を負わせる。溺れさせる。首を絞める。縄などにより一室に拘束する。など
ネグレクト	家に閉じ込める。食事を与えない。ひどく不潔にする。自動車の中に放置する。重い病気になっても病院に連れて行かない。など
性的虐待	子どもへの性的行為。性的行為を見せる。性器を触る又は触らせる。ポルノグラフィの被写体にする。など
心理的虐待	言葉による脅し。無視。兄弟間での差別的扱い。子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV)。など

【相談内容別件数の推移】

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	合計
平成29年度	216 (29.7%)	150 (20.7%)	7 (1.0%)	353 (48.6%)	726 (100.0%)
平成30年度	267 (30.0%)	159 (17.9%)	15 (1.7%)	449 (50.4%)	890 (100.0%)
令和元年度	336 (28.7%)	185 (15.8%)	20 (1.7%)	631 (53.8%)	1,172 (100.0%)
令和2年度	338 (23.0%)	253 (17.2%)	17 (1.2%)	862 (58.6%)	1,470 (100.0%)
令和3年度	319 (22.7%)	224 (15.9%)	24 (1.7%)	839 (59.7%)	1,406 (100.0%)
令和4年度 (3⇒4増減)	447 (25.7%) (+128)	241 (13.8%) (+17)	23 (1.3%) (▲1)	1,030 (59.2%) (+191)	1,741 (100.0%) (+335)

4. 相談経路別件数

	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	合計
平成29年度	33 (4.5%)	13 (1.8%)	127 (17.5%)	3 (0.4%)	57 (7.9%)	5 (0.7%)	0 (0.0%)	25 (3.4%)	6 (0.8%)	331 (45.6%)	55 (7.6%)	71 (9.8%)	726 (100.0%)
平成30年度	63 (7.1%)	9 (1.0%)	158 (17.8%)	9 (1.0%)	61 (6.9%)	3 (0.3%)	1 (0.1%)	23 (2.6%)	9 (1.0%)	431 (48.4%)	80 (9.0%)	43 (4.8%)	890 (100.0%)
令和元年度	57 (4.9%)	16 (1.4%)	212 (18.1%)	6 (0.5%)	50 (4.3%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)	24 (2.0%)	4 (0.3%)	589 (50.3%)	99 (8.4%)	113 (9.6%)	1,172 (100.0%)
令和2年度	50 (3.4%)	24 (1.6%)	231 (15.7%)	9 (0.6%)	68 (4.6%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)	26 (1.8%)	19 (1.3%)	849 (57.7%)	104 (7.1%)	88 (6.0%)	1,470 (100.0%)
令和3年度	54 (3.9%)	48 (3.4%)	196 (14.0%)	13 (0.9%)	80 (5.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	23 (1.6%)	15 (1.1%)	799 (56.8%)	113 (8.0%)	65 (4.6%)	1,406 (100.0%)
令和4年度 (3⇒4増減)	51 (2.9%) (▲3)	24 (1.4%) (▲24)	187 (10.8%) (▲9)	11 (0.6%) (▲2)	128 (7.4%) (+48)	6 (0.3%) (+6)	0 (0.0%) (±0)	25 (1.4%) (+2)	18 (1.0%) (+3)	1,145 (65.8%) (+346)	89 (5.1%) (▲24)	57 (3.3%) (▲8)	1,741 (100.0%) (+335)

5. 被虐待児の年齢別件数

	0～5歳計		6～12歳 (小学生)	13～15歳 (中学生)	16～18歳 (高校生等)	合計	
	0～2歳	3～5歳 (学齢前)					
平成29年度	162 (22.3%)	134 (18.5%)	296 (40.8%)	291 (40.1%)	101 (13.9%)	38 (5.2%)	726 (100.0%)
平成30年度	188 (21.1%)	183 (20.6%)	371 (41.7%)	361 (40.6%)	118 (13.2%)	40 (4.5%)	890 (100.0%)
令和元年度	247 (21.1%)	215 (18.3%)	462 (39.4%)	501 (42.7%)	159 (13.6%)	50 (4.3%)	1,172 (100.0%)
令和2年度	288 (19.6%)	283 (19.2%)	571 (38.8%)	588 (40.0%)	204 (13.9%)	107 (7.3%)	1,470 (100.0%)
令和3年度	284 (20.2%)	296 (21.0%)	580 (41.2%)	559 (39.8%)	193 (13.7%)	74 (5.3%)	1,406 (100.0%)
令和4年度 (3⇒4増減)	360 (20.7%) (+76)	341 (19.6%) (+45)	701 (40.3%) (+121)	716 (41.1%) (+157)	221 (12.7%) (+28)	103 (5.9%) (+29)	1,741 (100.0%) (+335)

6. 主な虐待者

	実父	義父	実母	義母	その他	合計
平成29年度	262 (36.1%)	50 (6.9%)	367 (50.6%)	1 (0.1%)	46 (6.3%)	726 (100.0%)
平成30年度	365 (41.0%)	56 (6.3%)	416 (46.7%)	6 (0.7%)	47 (5.3%)	890 (100.0%)
令和元年度	477 (40.7%)	91 (7.8%)	522 (44.5%)	11 (0.9%)	71 (6.1%)	1,172 (100.0%)
令和2年度	565 (38.4%)	117 (8.0%)	708 (48.2%)	15 (1.0%)	65 (4.4%)	1,470 (100.0%)
令和3年度	558 (39.7%)	114 (8.1%)	654 (46.5%)	7 (0.5%)	73 (5.2%)	1,406 (100.0%)
令和4年度 (3⇒4増減)	727 (41.7%) (+169)	94 (5.4%) (▲20)	803 (46.2%) (+149)	11 (0.6%) (+4)	106 (6.1%) (+33)	1,741 (100.0%) (+335)

7. 対応状況

	施設等 入所措置	継続指導 等	その他	合計	一時保護 (委託含む)
平成29年度	25 (3.4%)	685 (94.4%)	16 (2.2%)	726 (100.0%)	138 (19.0%)
平成30年度	53 (6.0%)	819 (92.0%)	18 (2.0%)	890 (100.0%)	157 (17.6%)
令和元年度	28 (2.4%)	1,122 (95.7%)	22 (1.9%)	1,172 (100.0%)	173 (14.8%)
令和2年度	44 (3.0%)	1,417 (96.4%)	9 (0.6%)	1,470 (100.0%)	249 (16.9%)
令和3年度	40 (2.9%)	1,357 (96.5%)	9 (0.6%)	1,406 (100.0%)	254 (18.1%)
令和4年度 (3⇒4増減)	25 (1.4%) (▲15)	1,697 (97.5%) (+340)	19 (1.1%) (+10)	1,741 (100.0%) (+335)	159 (9.1%) (▲95)

県内市町における児童虐待相談対応の状況

1. 令和4年度市町別の児童虐待相談対応状況

	松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	大洲市	伊予市	西国中央市	西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	鬼北町	松野町	愛南町	合計	
児童虐待相談	1,373	101	39	21	65	75	38	11	12	7	12	0	2	6	14	3	1	0	3	14	1,797	
相談経路	児童相談所	44	19	11	2	6	7	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	94
	児童相談所以外	1,329	82	28	19	59	68	37	10	12	5	12	0	2	6	14	3	1	0	3	13	1,703
市町単独対応件数	1,272	37	5	8	59	25	8	5	6	0	2	0	2	6	0	0	0	0	3	0	1,438	
(参考)	令和3年度	1,072	47	2	7	0	42	13	0	4	0	1	0	4	9	4	0	1	0	0	2	1,208
	令和2年度	821	62	2	6	2	14	10	2	5	1	2	0	2	0	0	0	0	0	2	0	931
	令和元年度	750	52	0	12	22	14	7	2	1	1	6	0	3	3	1	0	0	0	0	0	874
	平成30年度	764	48	3	16	19	10	3	9	0	3	0	0	4	18	4	0	0	0	0	1	902
	平成29年度	418	38	5	15	15	15	7	44	0	8	6	0	1	2	1	4	0	0	0	1	580

2. 児童相談所管内別の相談対応件数

	福祉総合支援センター	東予子ども・女性支援センター	南予子ども・女性支援センター	合計
平成29年度	536 (92.4%)	30 (5.2%)	14 (2.4%)	580 (100.0%)
平成30年度	866 (96.0%)	29 (3.2%)	7 (0.8%)	902 (100.0%)
令和元年度	836 (95.7%)	37 (4.2%)	1 (0.1%)	874 (100.0%)
令和2年度	905 (97.2%)	21 (2.3%)	5 (0.5%)	931 (100.0%)
令和3年度	1,158 (95.9%)	46 (3.8%)	4 (0.3%)	1,208 (100.0%)
令和4年度	1,340 (93.2%)	90 (6.2%)	8 (0.6%)	1,438 (100.0%)
(3⇒4増減)	(+182) (▲2.7p)	(+44) (+2.4p)	(+4) (+0.3p)	(+230)

3. 内容別の相談対応件数

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	合計
平成29年度	169 (29.1%)	137 (23.6%)	1 (0.2%)	273 (47.1%)	580 (100.0%)
平成30年度	281 (31.1%)	191 (21.2%)	1 (0.1%)	429 (47.6%)	902 (100.0%)
令和元年度	289 (33.1%)	135 (15.4%)	1 (0.1%)	449 (51.4%)	874 (100.0%)
令和2年度	298 (32.0%)	158 (17.0%)	2 (0.2%)	473 (50.8%)	931 (100.0%)
令和3年度	338 (28.0%)	190 (15.7%)	3 (0.3%)	677 (56.0%)	1,208 (100.0%)
令和4年度	390 (27.1%)	244 (17.0%)	15 (1.0%)	789 (54.9%)	1,438 (100.0%)
(3⇒4増減)	(+52) (▲0.9p)	(+54) (+1.3p)	(+12) (+0.7p)	(+112) (▲1.1p)	(+230)

4. 被虐待児童の年齢別件数

	0～5歳計		6～12歳 (小学生)	13～15歳 (中学生)	16～18歳 (高校生等)	合計	
	0～2歳	3～5歳(学齢前)					
平成29年度	133 (22.9%)	127 (21.9%)	260 (44.8%)	222 (38.3%)	70 (12.1%)	28 (4.8%)	580 (100.0%)
平成30年度	250 (27.7%)	278 (30.8%)	528 (58.5%)	270 (30.0%)	65 (7.2%)	39 (4.3%)	902 (100.0%)
令和元年度	214 (24.5%)	235 (26.9%)	449 (51.4%)	303 (34.7%)	92 (10.5%)	30 (3.4%)	874 (100.0%)
令和2年度	201 (21.6%)	276 (29.7%)	477 (51.3%)	314 (33.7%)	99 (10.6%)	41 (4.4%)	931 (100.0%)
令和3年度	274 (22.7%)	342 (28.3%)	616 (51.0%)	407 (33.7%)	146 (12.1%)	39 (3.2%)	1,208 (100.0%)
令和4年度 (3⇒4増減)	375 (26.1%) (+101)	306 (21.3%) (▲36)	681 (47.4%) (+65)	559 (38.9%) (+152)	138 (9.6%) (▲8)	60 (4.1%) (+21)	1,438 (100.0%) (+230)

5. 主な虐待者

	実父	義父	実母	義母	その他	合計
平成29年度	155 (26.7%)	26 (4.5%)	368 (63.4%)	5 (0.9%)	26 (4.5%)	580 (100.0%)
平成30年度	223 (24.7%)	37 (4.1%)	592 (65.7%)	1 (0.1%)	49 (5.4%)	902 (100.0%)
令和元年度	285 (32.6%)	31 (3.6%)	500 (57.2%)	3 (0.3%)	55 (6.3%)	874 (100.0%)
令和2年度	247 (26.5%)	51 (5.5%)	551 (59.2%)	4 (0.4%)	78 (8.4%)	931 (100.0%)
令和3年度	368 (30.5%)	74 (6.1%)	684 (56.6%)	5 (0.4%)	77 (6.4%)	1,208 (100.0%)
令和4年度 (3⇒4増減)	462 (32.1%) (+94)	84 (5.8%) (+10)	765 (53.2%) (+81)	5 (0.4%) (±0)	122 (8.5%) (+45)	1,438 (100.0%) (+230)

別紙 3

令和 4 年度被措置児童等虐待（子育て支援課所管分）の状況について

児童福祉法第 33 条の 16 及び同法施行規則第 36 条の 30 の規定に基づき、令和 4 年度の愛媛県における被措置児童等虐待の状況について、次のとおり公表します。

○虐待案件受理の状況

受理件数			内訳		
新規	継続	計	虐待該当	非該当	調査継続
6 件	0 件	6 件	0 件	5 件	1 件

児童福祉法

第 33 条の 16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があった場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

児童福祉法施行規則

第 36 条の 30 法第 33 条の 16 の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 次に掲げる被措置児童等虐待があった施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種類
 - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
 - ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
 - ハ 障害児入所施設等及び指定発達支援医療機関 障害児施設等
 - 二 法第 12 条の 4 に規定する児童を一時保護する施設又は法第 33 条第 1 若しくは第 2 項の委託を受けて一時保護を行う者 一時保護施設等
- 2 被措置児童等虐待を行った施設職員等の種類